

1 加入区分・掛金・補償額

P.2、P.3と合わせてご覧ください。

加入区分は加入者ごとにご選択ください。年度途中での変更はできません。

一般団体の加入区分 | 団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動 <small>学校管理下を除く</small>	スポーツ活動	文化活動等	危険度の高いスポーツ活動	加入区分
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	○	○	×	A1
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 AW区分の特徴 個人活動・個人練習なども補償の対象となります。	○	○	×	AW
大人 (高校生以上)	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判 ⚠️ 64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。年齢の判断は、「平成29年4月1日」と「掛金の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。 スポーツ活動とは 運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。なお、次の活動もスポーツ活動となります。(危険度の高いスポーツ活動はD区分での加入となります。) ●健康美容体操、エアロビクス、ジャズダンス、太極拳、ヨガ、ストレッチ体操などのフィットネススポーツ ●社交ダンス、フォークダンス、バレエ、洋舞、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、レクリエーションダンス、パトントワリング、カラーガードなどのダンス、踊り ●ウォーキング、ハイキング、軽登山、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動 ●運動会、球技大会など	○	○	×	C 64歳以下
	文化活動 (例)音楽、囲碁将棋、絵画、陶芸、料理、書道、華道、茶道など ボランティア活動 (例)交通安全、学校支援、環境美化など 地域活動 (例)防犯、防災、青年団、町内活動など 準備・片付け・応援・団員への送迎 ※送迎中の自動車事故については、賠償責任保険の対象となりません。 ⚠️ 「ダンス・踊り」、「ウォーキング等の野外活動」はスポーツ活動となります。ボランティア、地域活動または「団体活動の支援」であっても、 スポーツ活動(指導・審判を含む。) を行う場合は補償の対象となりません。C区分またはB区分でご加入ください。	○	○	×	B 65歳以上
	文化活動 (例)音楽、囲碁将棋、絵画、陶芸、料理、書道、華道、茶道など ボランティア活動 (例)交通安全、学校支援、環境美化など 地域活動 (例)防犯、防災、青年団、町内活動など 準備・片付け・応援・団員への送迎 ※送迎中の自動車事故については、賠償責任保険の対象となりません。 ⚠️ 「ダンス・踊り」、「ウォーキング等の野外活動」はスポーツ活動となります。ボランティア、地域活動または「団体活動の支援」であっても、 スポーツ活動(指導・審判を含む。) を行う場合は補償の対象となりません。C区分またはB区分でご加入ください。	×	○	×	A2 A2区分は65歳以上の方も加入できます。
全年齢	危険度の高いスポーツ 次の活動が対象となります。 ●山岳登山(注1) ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン ●スカイダイビング ●航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)、超軽量動力機(注2)、ハンググライダー(注3)、ジャイロプレーンの操縦・搭乗 ●その他これらに類するスポーツ活動(注1)冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング(スポーツクライミングを除く。)など特殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの) (注2)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。 (注3)パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。	○	○	○	D

傷害保険 入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。)手術保険金についてはP.5傷害保険「支払われる保険金」⑤をご覧ください。
賠償責任保険 自動車、航空機、船舶を使用した活動を行う団体は、P.6賠償責任保険「保険金が支払われない主な場合」(2)③をご確認のうえご加入ください。

年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
		死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内 入院(1日目から/180日限度) 通院(1日目から/30日限度)	入院(1日目から/180日限度) 通院(1日目から/30日限度)		
800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円)	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
1,450円	上記以外	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人1億500万円)	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
1,850円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円) ⚠️ 自動車事故によって賠償責任を負った場合は、補償の対象となりません。	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円
1,200円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
800円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
11,000円	団体活動中とその往復中	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円)	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円

WEB限定 短期スポーツ教室の加入区分 | 教室ごとに4名以上でご加入ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動	スポーツ活動	文化活動等	危険度の高いスポーツ活動	加入区分
WEB限定 全年齢	短期スポーツ教室(開催期間3か月以内のスポーツ教室)の活動 参加者の知識および基礎技術の習得を目的とし、以下の条件をすべて満たす講義・講習型のスポーツ教室が対象となります。 ●実施する教室ごとに、募集要項に基づいて参加者を募集している。 ●活動場所に指導者があり、参加者を指導・監督している。 ●予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3か月以内である。 ※D区分に該当する危険度の高いスポーツを行う教室を除きます。 ⚠️ 野球大会等の競技会、短期の行事・イベント、各種クラブの夏季練習会・合宿、一時的に組織された選抜チーム、トレセンなど、単に活動期間が3か月以内に限定されている活動は該当しません。	○	○	×	短期 スポーツ 教室

⚠️ インターネット(スポ安ねっと)をご利用になれない場合は、上記一般団体の加入区分でご加入ください。

年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内 入院(1日目から/180日限度) 通院(1日目から/30日限度)	入院(1日目から/180日限度) 通院(1日目から/30日限度)	賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円)	突然死 (急性心不全) 脳内出血など 葬祭費用 180万円

⚠️ ご注意 ■この保険は同一団体で1口しか加入できません。 ■複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。